



# 山形県公報

平成23年7月15日(金)  
第2260号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……711
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……712
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………( 同 ) ……713
- 生活保護法による指定施術機関の変更の届出……………( 同 ) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……714
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………( 同 ) ……715
- 河川区域の指定……………(河 川 課) ……同
- 指定港湾施設の利用料金……………(空港港湾課) ……同
- 山形県海浜公園の利用料金……………( 同 ) ……716
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県暴力団排除条例施行規則……………717

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………739

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 同……………( 同 ) ……740
- 同……………( 同 ) ……741

## 告 示

### 山形県告示第615号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成23年6月22日招集した山形県議会定例会は、同年7月8日閉会した。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第616号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| ごとう整形外科クリニック      | 米沢市花沢町2687-1        | 平成23. 4. 1 |
| ひかり皮膚科            | 東根市さくらんぼ駅前2-13-1    | 同          |
| さつき調剤薬局           | 鶴岡市昭和町8番30号         | 同 6. 6     |
| みどり町薬局            | 鶴岡市みどり町32番55号       | 同          |

**山形県告示第617号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日   |
|-------------------|---------------------|-------------|
| ひかり皮膚科            | 東根市さくらんぼ駅前2-13-1    | 平成23. 3. 31 |
| 土方歯科医院            | 米沢市徳町7番38-6号        | 同 5. 8      |

**山形県告示第618号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

神林内科小児科医院

北村山郡大石田町駅前通り7番地12

## (2) 届出の内容

| 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 |                   | 変 更 年 月 日   |
|---------------------|-------------------|-------------|
| 変 更 前               | 変 更 後             |             |
| 北村山郡大石田町大字大石田乙608番地 | 北村山郡大石田町駅前通り7番地12 | 平成23. 3. 19 |

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
 マルマン調剤薬局2  
 寒河江市大字寒河江字目越28-8  
 (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称 |           | 変更年月日       |
|-----------|-----------|-------------|
| 変 更 前     | 変 更 後     |             |
| マルマン調剤薬局  | マルマン調剤薬局2 | 平成23. 6. 14 |

**山形県告示第619号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称                  | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日      |
|----------------------------|--------------------------------|------------------|------------|
| 介護予防通所介護事業所 ソーレ東根          | 介護予防通所介護                       | 東根市温泉町二丁目5番3-5号  | 平成23. 4. 1 |
| 介護予防短期入所生活介護事業所 ソーレ東根      | 介護予防短期入所生活介護                   | 東根市温泉町二丁目5番3-5号  | 同          |
| デイサービスあっとほーむ太陽なかやまハウス      | 通所介護<br>介護予防通所介護               | 東村山郡中山町いずみ104番   | 同 4. 23    |
| スマイルやまのベデイサービス             | 介護予防通所介護                       | 東村山郡山辺町大字山辺1380  | 同 5. 1     |
| 蔵王やすらぎの里 指定介護予防短期入所生活介護事業所 | 介護予防短期入所生活介護                   | 山形市蔵王上野920番地     | 同 5. 7     |
| 介護福祉施設 燦燦                  | 特定施設入居者生活介護<br>介護予防特定施設入居者生活介護 | 山形市大字十文字字大原848番1 | 同 6. 1     |
| 居宅介護支援事業所 香紅の里             | 居 宅 介 護 支 援                    | 村山市楯岡俵町20-19     | 同          |
| 指定居宅介護支援事業所 ゆざ             | 居 宅 介 護 支 援                    | 飽海郡遊佐町遊佐字石田7番地   | 同          |

**山形県告示第620号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定施術機関の名称及び所在地  
 天満鍼灸マッサージ治療院  
 山形市小白川町3-6-16  
 2 届出の内容

| 指定施術機関の名称 |              | 変更年月日      |
|-----------|--------------|------------|
| 変 更 前     | 変 更 後        |            |
| 天満もみ療園    | 天満鍼灸マッサージ治療院 | 平成23. 6. 1 |

**山形県告示第621号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|-----------------------------|---------|-------------|
| 株式会社 互恵            | デイサービスママ家別館<br>鶴岡市中田字追分60番地 | 通 所 介 護 | 平成23. 6. 30 |

**山形県告示第622号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|-----------------------------|----------|-------------|
| 株式会社 互恵              | デイサービスママ家別館<br>鶴岡市中田字追分60番地 | 介護予防通所介護 | 平成23. 6. 30 |

**山形県告示第623号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|----------------|-------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社 互恵        | ライフサポートママ家<br>鶴岡市中田字追分162番地2号 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成23. 6. 30 |

**山形県告示第624号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年7月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|----------------------|---|------|----------|--------|
| 米沢市広幡町上小菅字山下1250番6から |   | 旧    | 22.0メートル | 47メートル |
| 同 1250番1まで           |   |      | 17.0     |        |
| 同                    | 上 | 新    | 22.0メートル | 同上     |
|                      |   |      | 17.0     |        |

**山形県告示第625号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年7月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 米沢市広幡町上小菅字山下1250番6から  
同 1250番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年7月15日

**山形県告示第626号**

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定による区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 水系名 | 河川名 | 指定区域                                                            | 指定年月日      |
|-----|-----|-----------------------------------------------------------------|------------|
| 最上川 | 留山川 | 別紙図面に薄赤色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域（別紙図面は、省略） | 平成23年7月15日 |

**山形県告示第627号**

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の4第2項の規定により、指定港湾施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 加茂港緑地の利用料金

| 港湾施設名 | 使用区分 |          | 利用料金    |      | 備考                             |
|-------|------|----------|---------|------|--------------------------------|
| 緑地    | 駐車場  | 自動二輪車    | 1日1回につき | 400円 | 7月23日から8月16日までの午前8時30分から午後5時まで |
|       |      | 上記以外の自動車 | 1日1回につき | 800円 |                                |

- 2 適用期間

平成23年7月19日から平成24年3月31日まで

**山形県告示第628号**

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号）第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 施 設        |      | 期 間 等                       | 単 位     | 利用料金 |
|------------|------|-----------------------------|---------|------|
| 加茂レインボービーチ | 駐車場  | 自動二輪車                       | 1日1回につき | 400円 |
|            |      | 上記以外の自動車                    |         | 800円 |
|            | シャワー |                             | 無 料     |      |
| マリンパーク鼠ヶ関  | 駐車場  | 7月18日から8月16日までの午前8時から午後5時まで | 1日1回につき | 700円 |
|            | シャワー |                             |         | 無 料  |

## 2 適用期間

平成23年7月18日から平成24年3月31日まで

**山形県告示第629号**

次の開発行為は、完了した。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 許可番号

平成23年6月28日 指令村総建第5010号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

第2工区

上山市長清水一丁目2番1の一部

## 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

上山市八日町2番20号

有限会社 山形第一不動産

代表取締役 渡辺秀賢

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成23年7月15日

山形県公安委員会

委員長 小林 由紀子

#### 山形県公安委員会規則第4号

##### 山形県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県暴力団排除条例（平成23年3月県条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の基準となる施設)

第2条 条例第11条第1項第9号に規定する公安委員会規則で定める施設は、別表のとおりとする。

(調査の手続)

第3条 公安委員会は、条例第19条の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書（別記様式第1号）により行うものとする。この場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該説明の日時及び場所を説明・資料提出要求書に記載するものとする。

2 条例第19条の規定により説明又は資料の提出を求められた者（以下「説明者」という。）は、前項後段の規定により口頭による説明を求められたときを除き、説明・資料提出書（別記様式第2号）により説明又は資料の提出をするものとする。

3 公安委員会は、第1項の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、前項の説明・資料提出書の提出期限（第1項後段の規定により口頭による説明を求めるときは、その日時）までに相当な期間において説明又は資料の提出を求めなければならない。

(口頭による説明の聴取)

第4条 公安委員会は、前条第1項後段の規定により口頭による説明を求めたときは、警察本部長の指名する警察職員にこれを聴取させなければならない。

2 公安委員会は、説明者の申出により又は職権で、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

3 前項の申出は、説明日時・場所変更申出書（別記様式第3号）を公安委員会に提出することにより行うものとする。

4 公安委員会は、第2項の規定により口頭による説明の日時又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を説明日時・場所変更通知書（別記様式第4号）により説明者に通知しなければならない。

(説明・資料提出書の不提出等の場合における措置)

第5条 公安委員会は、第3条第3項に規定する提出期限までに同条第2項の説明・資料提出書が提出されないとき、又は同条第1項後段に規定する日時に説明者が出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとみなす。

(勧告の方法)

第6条 条例第20条の規定による勧告は、勧告書（別記様式第5号）により行うものとする。

(公表の方法)

第7条 条例第21条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について公安委員会の掲示場に掲示するとともに、インターネットの利用その他公安委員会が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となる事実

(意見を述べる機会の付与)

第8条 公安委員会は、条例第21条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、意見の聴取通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。この場合において、口頭による意見を述べる機会を与えることが適当であると認めるときは、当該意見を述べる機会の日時及び場所を意見の聴取通知書に記載するものとする。

2 条例第21条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた者（以下「当事者」という。）は、前項後段の規定により口頭による意見を述べる機会を与えられたときを除き、申述書（別記様式第7号）により意見を述べ



るものとする。

3 意見を述べるときは、証拠書類及び証拠物を提出することができる。

4 公安委員会は、第1項の規定による通知をするときは、第2項の申述書の提出期限（第1項後段の規定により口頭による意見を述べる機会を与える場合には、その日時）までに相当な期間をおいて行わなければならない。  
（口頭による意見の聴取）

第9条 公安委員会は、前条第1項後段の規定により口頭による意見を述べる機会を与えたときは、警察本部長の指名する警察職員にこれを聴取させなければならない。

2 公安委員会は、当事者の申出により又は職権で、意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

3 前項の申出は、意見の聴取日時・場所変更申出書（別記様式第8号）を公安委員会に提出することにより行うものとする。

4 公安委員会は、第2項の規定により意見の聴取の日時又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を意見の聴取日時・場所変更通知書（別記様式第9号）により当事者に通知しなければならない。

（申述書の不提出等の場合における措置）

第10条 公安委員会は、第8条第4項に規定する提出期限までに同条第2項の申述書が提出されず、又は同条第1項後段に規定する口頭による意見の聴取の日時に当事者が出頭しないときには、意見がなかったものとみなす。

（説明者又は当事者の所在が判明しない場合の措置）

第11条 公安委員会は、説明者又は当事者（以下「説明者等」という。）の所在が判明しない場合においては、第3条第1項、第4条第4項、第6条、第8条第1項及び第9条第4項の規定による書面の交付を、その者の氏名及び公安委員会が当該書面をいつでもその者に交付する旨を公安委員会の掲示場に掲示することによって行うものとする。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第12条 説明者等は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、説明者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見を述べる機会に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、代理人資格証明書（別記様式第10号）で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した説明者等は、代理人資格喪失届出書（別記様式第11号）でその旨を公安委員会に対し届け出なければならない。

（警察本部長への委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

##### 1 各種学校及び職業能力開発校

| 名称               | 所在地            |
|------------------|----------------|
| 明德予備校            | 山形市旅籠町三丁目2番14号 |
| 山形県立山形職業能力開発専門学校 | 山形市松栄二丁目2番1号   |
| 鶴岡准看護学院          | 鶴岡市馬場町1番34号    |
| 山形県立庄内職業能力開発センター | 酒田市京田三丁目57番4号  |



## 2 社会教育に関する施設

| 名称                | 所在地                     |
|-------------------|-------------------------|
| 山形市児童文化センター       | 山形市霞城町1番4号              |
| 米沢市青年の家           | 米沢市金池三丁目1番14号           |
| 米沢市児童会館           | 米沢市丸の内一丁目3番47号          |
| 山形県金峰少年自然の家       | 鶴岡市高坂字杉ヶ沢54番の1          |
| 鶴岡市海浜児童文化センター     | 鶴岡市由良二丁目14番53号          |
| 鶴岡市朝日青少年センター      | 鶴岡市東岩本字野中146番地          |
| 鶴岡市大鳥自然の家         | 鶴岡市大鳥字寿岡112番地           |
| 長井市置賜生涯学習プラザ      | 長井市九野本1235番地の1          |
| 山形県青年の家           | 天童市小路一丁目7番8号            |
| 尾花沢市徳良湖自然研修センター   | 尾花沢市大字延沢3636番地13        |
| 山形市少年自然の家         | 東村山郡山辺町大字畑谷字板橋3725番地    |
| 山形県朝日少年自然の家       | 西村山郡大江町大字左沢字楯山2523番地の5  |
| 山形県神室少年自然の家       | 最上郡真室川町大字川の内字水上山3414番5  |
| 山形県飯豊少年自然の家       | 西置賜郡飯豊町大字添川字関山3535番地の33 |
| 山形県金峰少年自然の家海浜自然の家 | 飽海郡遊佐町菅里字菅野299番地        |
| 四季の森「しらい自然館」      | 飽海郡遊佐町白井新田字見晴野21番地      |

## 3 その他の施設

| 名称            | 所在地            |
|---------------|----------------|
| 山形市勤労青少年ホーム   | 山形市江南一丁目1番27号  |
| 山形市総合スポーツセンター | 山形市落合町1番地      |
| 鑄物町運動広場       | 山形市鑄物町24番      |
| 鑄物町庭球場        | 山形市鑄物町24番      |
| 西部運動広場        | 山形市大字沼木字新田948番 |

|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 西部庭球場         | 山形市大字沼木字新田948番        |
| 立谷川運動広場       | 山形市立谷川二丁目959番         |
| 流通センター野球場     | 山形市流通センター二丁目1番        |
| 流通センター庭球場     | 山形市流通センター四丁目2番        |
| 福祉体育館         | 山形市小白川町二丁目3番33号       |
| 南部体育館         | 山形市小荷駄町7番110号         |
| 江南体育館         | 山形市江南一丁目1番27号         |
| 山形県子ども館       | 山形市七日町三丁目1番23号        |
| 山形県あかねヶ丘陸上競技場 | 山形市あかねヶ丘二丁目4番1号       |
| 沼の辺体育館        | 山形市沼の辺町4番33号          |
| 山形市陸上競技場      | 山形市薬師町二丁目22番77号       |
| 山形県体育館及び武道館   | 山形市霞城町1番2号            |
| 山形市営野球場       | 山形市霞城町3番              |
| 西公園テニスコート     | 山形市大字門伝字落合河原3114番地10外 |
| 米沢市営体育館       | 米沢市金池三丁目1番62号         |
| 米沢市営相撲場       | 米沢市金池五丁目1番36号         |
| 米沢市立武道館       | 米沢市金池三丁目1番65号         |
| 米沢市営野球場       | 米沢市塩井町塩井1369番地        |
| 米沢市営多目的屋内運動場  | 米沢市塩井町塩井1357番地の3      |
| 米沢市営陸上競技場     | 米沢市通町六丁目14番5号         |
| 米沢市営西部野球場     | 米沢市直江町5番86号           |
| 米沢市営八幡原体育館    | 米沢市八幡原五丁目4149番地の10    |
| 八幡原緑地野球場      | 米沢市八幡原五丁目5275番地の4     |
| 鶴岡市第二体育館      | 鶴岡市文園町1番8号            |

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 鶴岡市藤島体育館         | 鶴岡市藤の花一丁目1番地1     |
| 鶴岡市羽黒体育館         | 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰29番地1 |
| 鶴岡市羽黒テニスコート      | 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰30番地1 |
| 鶴岡市櫛引スポーツセンター    | 鶴岡市三千刈字清和158番1    |
| 鶴岡市櫛引総合運動公園野球場   | 鶴岡市黒川地内櫛引赤川河川緑地   |
| 鶴岡市櫛引総合運動公園陸上競技場 | 鶴岡市黒川地内櫛引赤川河川緑地   |
| 鶴岡市朝日スポーツセンター体育館 | 鶴岡市東岩本字野中143番地    |
| 鶴岡市宝田体育館         | 鶴岡市宝田一丁目20番61号    |
| 鶴岡市小真木原総合体育館     | 鶴岡市小真木原町2番1号      |
| 鶴岡市朝暘武道館         | 鶴岡市小真木原町2番1号      |
| 鶴岡市小真木原陸上競技場     | 鶴岡市小真木原町2番        |
| 鶴岡市小真木原野球場       | 鶴岡市小真木原町2番        |
| 酒田市北テニスコート       | 酒田市宮海字明治67番地      |
| 酒田市体育館           | 酒田市入船町3番20号       |
| 酒田市鳥海地区体育館       | 酒田市本楯字前田89番地の2    |
| 酒田市親子スポーツ会館      | 酒田市光ヶ丘二丁目1番25号    |
| 酒田市八幡体育館         | 酒田市観音寺字町後15番地     |
| 酒田市松山体育館         | 酒田市字内町6番地の2       |
| 酒田市平田B&G海洋センター   | 酒田市飛鳥字契約場31番地     |
| 酒田市光ヶ丘陸上競技場      | 酒田市光ヶ丘三丁目5番6号     |
| 酒田市光ヶ丘野球場        | 酒田市光ヶ丘三丁目2番23号    |
| 酒田市光ヶ丘テニスコート     | 酒田市光ヶ丘三丁目5番34号    |
| 酒田市光ヶ丘球場         | 酒田市光ヶ丘三丁目45番地の12  |
| 酒田市国体記念テニスコート    | 酒田市光ヶ丘三丁目45番地の9   |

|                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 酒田市武道館               | 酒田市新町字光ヶ丘33番地の26      |
| 国体記念体育館              | 酒田市飯森山二丁目296番地の1      |
| 新庄市体育館               | 新庄市金沢字金沢山3072番地の2     |
| 新庄市民球場               | 新庄市金沢字金沢山1398番地の3     |
| 新庄市陸上競技場             | 新庄市金沢字金沢山3070番地の4     |
| 最上中央公園屋内多目的施設        | 新庄市大字金沢1147番地         |
| 寒河江市勤労青少年ホーム         | 寒河江市大字西根字石川西333番地     |
| 寒河江市市民体育館            | 寒河江市大字西根字石川西365番地     |
| 寒河江市野球場              | 寒河江市大字寒河江字長岡丙2707番地の1 |
| 寒河江市陸上競技場            | 寒河江市大字寒河江字長岡丙2707番地の1 |
| 上山市勤労青少年ホーム          | 上山市南町9番1号             |
| 上山市体育文化センター          | 上山市けやきの森2番1号          |
| 上山市生涯学習センター          | 上山市東町3番61号            |
| 中川農業者等トレーニングセンター     | 上山市高野字念仏壇127番3        |
| 上山南部地区農業者等トレーニングセンター | 上山市牧野字中原1912番         |
| 市民多目的運動広場            | 上山市弁天一丁目358番2         |
| 市民総合運動広場             | 上山市長清水字鞍掛909番地        |
| 上山市民球場               | 上山市河崎一丁目字石崎70番2       |
| 村山市勤労青少年ホーム          | 村山市大字大久保甲610番地の2      |
| 村山市民体育館              | 村山市碁点1034番地           |
| 楯岡スポーツレクリエーション広場     | 村山市楯岡鶴ヶ町一丁目1114番地の1   |
| 村山市金谷運動広場            | 村山市大字櫛山1340番地の1       |
| 長井市勤労青少年ホーム          | 長井市屋城町6番53号           |
| 長井市武道館               | 長井市館町北5番10号           |

|                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| 天童市勤労青少年ホーム     | 天童市老野森二丁目6番2号        |
| 天童市スポーツセンター     | 天童市大字小関1230番地        |
| 山形県総合運動公園総合体育館  | 天童市山王1番1号            |
| 山形県総合運動公園サッカー場  | 天童市山王2100番           |
| 山形県総合運動公園ラグビー場  | 天童市山王2100番           |
| 山形県総合運動公園野球場    | 天童市山王2100番           |
| 山形県総合運動公園陸上競技場  | 天童市山王2100番           |
| 山形県総合運動公園テニスコート | 天童市山王2100番           |
| 東根市民体育館         | 東根市大字東根乙1119番地の1     |
| 尾花沢市文化体育施設      | 尾花沢市若葉町一丁目4番27号      |
| 尾花沢市体育館         | 尾花沢市新町三丁目5番35号       |
| 南陽市勤労青少年ホーム     | 南陽市三間通420番地の1        |
| 南陽市民体育館         | 南陽市三間通1096番地         |
| 南陽市赤湯市民体育館      | 南陽市赤湯212番地の1         |
| 南陽市武道館          | 南陽市宮内3436番地の1        |
| 南陽市沖郷体育館        | 南陽市郡山1071番地の8        |
| 山辺町民総合体育館       | 東村山郡山辺町緑ヶ丘1番地        |
| 山辺町民野球場         | 東村山郡山辺町緑ヶ丘1番地        |
| 山辺町民グラウンド       | 東村山郡山辺町緑ヶ丘1番地        |
| 中山町総合体育館        | 東村山郡中山町いずみ2番地        |
| 中山町民テニスコート      | 東村山郡中山町大字長崎8038番地の4  |
| 中山公園野球場         | 東村山郡中山町大字長崎5081番地    |
| 河北町民体育館         | 西村山郡河北町谷地字所岡77番地     |
| サン・スポーツランド河北    | 西村山郡河北町西里字根際山4376番地5 |

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 西川町民体育館                | 西村山郡西川町大字間沢280番地        |
| 朝日町民武道館                | 西村山郡朝日町大字宮宿108番地の1      |
| 朝日町民体育館                | 西村山郡朝日町大字宮宿1115番地       |
| 大江町体育センター              | 西村山郡大江町大字本郷丁373番地の1     |
| 町民武道館                  | 西村山郡大江町大字本郷丁388番地       |
| 総合体育施設                 | 西村山郡大江町大字本郷巳605番地の1     |
| 旧山形県立最北高等技術専門学校<br>体育館 | 北村山郡大石田町大字大石田字上の原乙510番1 |
| 舟形町B & G海洋センター         | 最上郡舟形町舟形字平林448番4        |
| 真室川町民武道館               | 最上郡真室川町大字新町239番4        |
| 真室川町民体育館               | 最上郡真室川町大字新町字塩野945番地     |
| 真室川町民球場                | 最上郡真室川町大字新町字塩野945番地     |
| 真室川町民多目的運動広場           | 最上郡真室川町大字新町字塩野945番地     |
| 安楽城地区農業者トレーニング<br>センター | 最上郡真室川町大字大沢574番地        |
| 鮭川村立曲川総合運動場            | 最上郡鮭川村大字曲川192番の1        |
| 高島町営体育館                | 東置賜郡高島町大字高島435番地        |
| 高島町野球場                 | 東置賜郡高島町大字高島1210番地       |
| 高島町陸上競技場               | 東置賜郡高島町大字高島1210番地       |
| 高島町テニスコート              | 東置賜郡高島町大字高島1210番地       |
| 川西町総合運動公園              | 東置賜郡川西町大字中小松2240番地1     |
| 小国町民総合体育館              | 西置賜郡小国町大字岩井沢683番地の1     |
| 小国町総合スポーツ公園町民野<br>球場   | 西置賜郡小国町大字小国町509番地       |
| 小国町総合スポーツ公園陸上競<br>技場   | 西置賜郡小国町大字小国町509番地       |
| 飯豊町民スポーツセンター           | 西置賜郡飯豊町大字椿1859番地        |
| 三川町民体育館                | 東田川郡三川町大字横山字堤66番地の1     |

|                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 町民武道館            | 東田川郡三川町大字横山字堤105番地      |
| 町民運動場            | 東田川郡三川町大字横山字堤67番地の1     |
| 三川町屋内多目的運動施設     | 東田川郡三川町大字横山字堤215番地      |
| 勤労者体育施設(テニスコート)  | 東田川郡三川町大字押切新田字豊秋258番地の4 |
| 庄内町体育センター        | 東田川郡庄内町狩川字大釜23番地1       |
| 庄内町テニスコート        | 東田川郡庄内町狩川字大釜10番地3       |
| 庄内町体操センター        | 東田川郡庄内町狩川字松葉4番地1        |
| 庄内町総合体育館         | 東田川郡庄内町余目字大塚5番地1        |
| 庄内町余目グラウンド       | 東田川郡庄内町余目字猿田83番地1       |
| 庄内町武道館           | 東田川郡庄内町余目字猿田87番地        |
| 遊佐町民体育館          | 飽海郡遊佐町遊佐字鶴田29番地の2       |
| 遊佐町農業者トレーニングセンター | 飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52番地の2       |
| サン・スポーツランド遊佐     | 飽海郡遊佐町小原田字北川原18番地の1     |



別記

様式第1号（第3条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書

住所  
氏名

殿

山形県公安委員会 印

山形県暴力団排除条例第19条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

記

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 説明又は資料の提出の<br>件 名       |         |
| 説明又は資料の提出を<br>求 め る 理 由 |         |
| 説明又は提出資料の内容             |         |
| 説明・資料提出書の<br>提 出 先      |         |
| 説明・資料提出書の<br>提 出 期 限    | 年 月 日まで |
| 備 考                     |         |

説明又は資料の提出に際しての留意事項は裏面のとおりです。

- 備考 1 口頭による説明を求める場合には、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。  
2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

## 説明又は資料の提出に際しての留意事項

- 1 説明・資料提出書には、説明又は資料の提出の件名並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。  
なお、口頭による説明を求められた場合で、資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 2 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき）は、山形県公安委員会は、これを拒んだものとみなします。
- 3 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、山形県暴力団排除条例第21条第1項の規定により、山形県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 4 あなたが説明又は資料の提出をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明又は資料の提出の件名、代理人の住所及び氏名並びに説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を山形県公安委員会に提出してください。
- 5 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、山形県公安委員会に対し、説明日時・場所変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

様式第2号（第3条関係）

説 明 ・ 資 料 提 出 書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

住所

氏名

㊦

山形県暴力団排除条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり提出します。

記

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>説明又は資料の提出の<br/>件 名</p> |  |
| <p>説明又は提出資料の内容</p>        |  |
| <p>備 考</p>                |  |

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 様式第3号（第4条関係）

## 説明日時・場所変更申出書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

住所

氏名

㊦

年 月 日に において行われる口頭による説明の<sup>日時</sup>については、次  
<sub>場所</sub>のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

## 記

| 説 明 の 件 名 |  |
|-----------|--|
| 理 由       |  |

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2 不要の文字は、横線で消すこと。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

説明日時・場所変更通知書

住所  
氏名 殿

山形県公安委員会 印

年 月 日に において行うこととしていた口頭による説明の<sup>日時</sup>場所を  
次のとおり変更したので通知します。

記

|       |                |                |
|-------|----------------|----------------|
| 説明の件名 |                |                |
| 区分    | 変更前            | 変更後            |
| 説明の日時 | 年 月 日<br>時 分から | 年 月 日<br>時 分から |
| 説明の場所 |                |                |

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第5号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

勸 告 書

住所  
氏名 殿

山形県公安委員会 印

山形県暴力団排除条例第20条の規定により、次のとおり勸告します。

記

|            |  |
|------------|--|
| 勸告の原因となる事実 |  |
| 勸告の内容      |  |

正当な理由がなくこの勸告に従わないときは、山形県暴力団排除条例第21条第1項の規定により、山形県公安委員会は、その旨を公表することがあります。

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第6号（第8条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

意見の聴取通知書

住所  
氏名

殿

山形県公安委員会 印

山形県暴力団排除条例第21条第2項の規定により、次のとおり意見の聴取を行います。

記

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 意見の聴取の件名        |         |
| 予定される公表の内容      |         |
| 予定される公表の原因となる事実 |         |
| 申述書の提出先         |         |
| 申述書の提出期限        | 年 月 日まで |
| 備考              |         |

意見の聴取に際しての留意事項は裏面のとおりです。

- 備考 1 口頭による意見の聴取を行う場合には、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。



(裏)

## 意見の聴取に際しての留意事項

- 1 申述書には、意見の聴取の件名及び公表の原因となる事実その他当該事案の内容に関する意見を記載して提出してください。  
なお、口頭による意見の聴取が行われるときは、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠書類及び証拠物を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき）は、山形県公安委員会は、意見がなかったものとみなします。
- 4 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取の件名、代理人の住所及び氏名並びに意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を山形県公安委員会に提出してください。
- 5 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、山形県公安委員会に対し、意見の聴取日時・場所変更申出書により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

様式第7号 (第8条関係)

申 述 書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

住所  
氏名

㊦

山形県暴力団排除条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり提出します。

記

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| 意見の聴取の件名                           |  |
| 公表の原因となる事実<br>その他当該事案の<br>内容に関する意見 |  |
| 備 考                                |  |

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 様式第8号（第9条関係）

## 意見の聴取日時・場所変更申出書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

住所

氏名

㊟

年 月 日に において行われる意見の聴取<sup>日時</sup><sub>場所</sub>については、次のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

## 記

|          |  |
|----------|--|
| 意見の聴取の件名 |  |
| 理 由      |  |

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2 不要の文字は、横線で消すこと。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第9号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

意見の聴取日時・場所変更通知書

住所  
氏名 殿

山形県公安委員会 印

年 月 日に において行うこととしていた口頭による意見の聴取の  
日時を次のとおり変更したので通知します。  
場所

記

|          |                |                |
|----------|----------------|----------------|
| 意見の聴取の件名 |                |                |
| 区 分      | 変 更 前          | 変 更 後          |
| 意見の聴取の日時 | 年 月 日<br>時 分から | 年 月 日<br>時 分から |
| 意見の聴取の場所 |                |                |

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第10号（第12条関係）

## 代理人資格証明書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

住所

氏名

㊦

説明・資料提出要求書（ 年 月 日付け 第 号）に係る説明又は資料の提出に  
 意見の聴取通知書（ 年 月 日付け 第 号）に係る意見の聴取  
 ついては、次の者を代理人として選任し、私のために説明又は資料の提出  
 意見の聴取に関する一切の行為をすることを  
 委任します。

## 記

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 説明又は資料の提出<br>の件名<br>意見の聴取 |  |
| 住 所                       |  |
| 氏 名                       |  |

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第11号（第12条関係）

代 理 人 資 格 喪 失 届 出 書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

住所

氏名

㊦

説明・資料提出要求書（ 年 月 日付け 第 号）に係る説明又は資料の提出に  
 意見の聴取通知書（ 年 月 日付け 第 号）に係る意見の聴取  
 ついては、次の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 説明又は資料の提出<br>の件名<br>意見の聴取 |  |
| 住 所                       |  |
| 氏 名                       |  |

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第44号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年7月15日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

#### 2 老人ホームの項の表中

|                        |                   |       |
|------------------------|-------------------|-------|
| ベル北町                   | 〃 北町四丁目11番13号     | を     |
| ベル北町                   | 〃 北町四丁目11番13号     | に、    |
| 介護付有料老人ホームフォーリーフ<br>嶋  | 〃 嶋北一丁目16番35号     |       |
| ニチイケアセンター山形三日町         | 〃 三日町一丁目3番48号     |       |
| 特別養護老人ホーム山静寿           | 〃 大字沼木字下河原1133番地1 |       |
| 介護付有料老人ホームサンメイトき<br>らら | 〃 徳町4番26号         | を     |
| 介護付有料老人ホームサンメイトき<br>らら | 〃 徳町4番26号         | に改める。 |
| 有料老人ホームなごみの部屋          | 〃 泉町二丁目1番6号       |       |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成23年11月15日まで縦覧に供する。

平成23年7月15日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン山形南ショッピングセンター  
山形市若宮三丁目7番8号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
代表取締役 岡内欣也
- 3 変更する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻



(変更前)

| 小売業を行う者     | 開店時刻 | 備考           |
|-------------|------|--------------|
| イオンリテール株式会社 | 午前9時 | 年間14日は午前8時開店 |
| その他の小売業者    | 午前9時 |              |

(変更後)

| 小売業を行う者     | 開店時刻 | 備考           |
|-------------|------|--------------|
| イオンリテール株式会社 | 午前9時 | 年間80日は午前8時開店 |
| その他の小売業者    | 午前9時 |              |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時45分から午後11時15分まで。ただし、年間14日は午前7時45分から午後11時15分まで

(変更後) 午前8時45分から午後11時15分まで。ただし、年間80日は午前7時45分から午後11時15分まで

4 変更年月日

平成23年7月1日

5 届出年月日

平成23年6月24日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年11月15日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに三川町役場において平成23年11月15日まで縦覧に供する。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン三川ショッピングセンター

東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表取締役 村井正平

株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1

代表取締役 捧雄一郎

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 備 考                   |
|---------------|---------|-----------------------|
| 全 て の 小 売 業 者 | 午 前 9 時 | 年 間 6 日 は 午 前 6 時 開 店 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者         | 開 店 時 刻 | 備 考                                      |
|-----------------------|---------|------------------------------------------|
| イ オ ン リ テ ー ル 株 式 会 社 | 午 前 9 時 | 年 間 6 日 は 午 前 6 時、年 間 80 日 は 午 前 8 時 開 店 |
| そ の 他 の 小 売 業 者       | 午 前 9 時 | 年 間 6 日 は 午 前 6 時 開 店                    |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時45分から午後11時15分まで。ただし、年間6日は午前5時45分から午後11時15分まで

(変更後) 午前8時45分から午後11時15分まで。ただし、年間6日は午前5時45分から午後11時15分まで、年間80日は午前7時45分から午後11時15分まで

4 変更年月日

平成23年7月1日

5 届出年月日

平成23年6月24日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年11月15日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成23年11月15日まで縦覧に供する。

平成23年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン米沢

米沢市下花沢二丁目5番41号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 反 田 悦 生 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 反 田 悦 生 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 未 定           |                        |         |

(変更後)

| 名 称             | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|-----------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社   | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 勝 浦 二 郎 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ   | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 株 式 会 社 大 創 産 業 | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号   | 矢 野 博 丈 |

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成20年5月14日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成20年5月14日

ロ 株式会社大創産業に係るもの 平成19年11月21日

## 4 届出年月日

平成23年6月28日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年11月15日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見